

半田市犯罪被害者等支援金支給規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

半田市長 久世 孝宏

## 半田市規則第二十二号

### 半田市犯罪被害者等支援金支給規則

#### (趣旨)

第一条 この規則は、半田市犯罪被害者等支援条例(令和六年半田市条例第〇〇号)第八条の規定に基づく犯罪被害者等支援金(以下「支援金」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。

二 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は特定精神疾患をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であつてその後の死亡、重傷病又は特定精神疾患の原因となり得るものを含む。

三 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

四 重傷病 負傷若しくは疾病(精神疾患を除く。以下同じ。)が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であつて、当該負傷又は疾病の療養の期間が一月以上であり、かつ、当該負傷又は疾病の療養のために当該期間内に三日以上病院に入院することを要するものをいう。

五 特定精神疾患 刑法犯罪のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買(殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。)の被害を受けたことに起因する精神的衝撃による精神の被害であつて、その療養に三月以上の期間を要し、か

つ、通算二日以上労務に服することができない程度であると医師に診断されたものをいう。

六 犯罪被害の発生を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察からの連絡等により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合は、医師に重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。

(支援金の種類)

第三条 支援金の種類は、次のとおりとする。

- 一 遺族支援金
- 二 重傷病支援金
- 三 精神療養支援金

(遺族の範囲及び順位)

第四条 遺族支援金の支給を受けることができる遺族は、故意の犯罪行為により死亡した者(当該犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。以下「犯罪死者」という。)の死亡の時において次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 犯罪死者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- 二 犯罪死者の収入によって生計を維持していた犯罪死者の子、父母、孫、祖母及び兄弟姉妹
- 三 前号に該当しない犯罪死者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪死者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合には、その子は、その母が犯罪死者の死亡の当時犯罪死者の収入によって生計を維持していたときにあっては前項第二号の子と、その他のときにあつては同項第三号の子とみなして、同項の規定を適用する。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第一項各号の順序とし、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、これらの号に掲げる順序とする。この場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にするほか、同順位の遺族となる者が二人以上あるときこれらの者の順位の先後は、市長の定めるところによる。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。

一 犯罪死亡者の死亡の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有しない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団、同条第六号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）

三 犯罪死亡者を故意に死亡させた者

四 犯罪死亡者の死亡前に、その者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

五 遺族支援金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となる者を故意に死亡させた者

（支給対象者）

第五条 支援金の支給の対象となる者は、第三条各号に掲げる支援金の種類の区分に応じ、次の各号に定める者とする。

一 遺族支援金 犯罪死亡者の第一順位遺族（前条第三項及び第四項の規定による第一順位の遺族をいう。以下同じ。）

二 重傷病支援金 故意の犯罪行為により重傷病を負った者であつて次のいずれにも該当する者

ア 当該犯罪行為が行われた時において市内に住所を有する者

イ 暴力団員等でない者

三 精神療養支援金 故意の犯罪行為により精神疾患を負った者であつて次のいずれにも該当する者

ア 当該犯罪行為が行われた時において市内に住所を有する者

イ 暴力団員等でない者

（支援金の額）

第六条 支援金の額は、次の各号に掲げる支援金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 遺族支援金 犯罪死亡者一人につき三十万円。ただし、犯罪死亡者に対してその死亡の原因となった犯罪行為に係る重傷病支援金又は精神療養支援金が支給され

ているときは、当該犯罪死亡者に係る額については、三十万円からこれらの支援金の額を控除した額とする。

二 重傷病支援金 十万円

三 精神療養支援金 二万五千元

(支援金の支給申請)

第七条 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、半田市犯罪被害者等支援金支給申請書兼請求書(様式第一。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる支援金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、申請書には、次条第一項後段の規定による確認の求めが行われることについての同意をする旨を記載するものとする。

一 遺族支援金

ア 死亡診断書、死体検案書その他犯罪死亡者の死亡の事実及び年月日を証する書類

イ 戸籍謄本、住民票の写しその他申請者が第一順位遺族であることを証する書類

ウ 第一順位遺族が二人以上あるときは、半田市犯罪被害者等支援金受給代表者決定申出書(様式第二)

エ その他市長が必要と認める書類

二 重傷病支援金及び精神療養支援金

ア 申請者が重傷病又は特定精神疾患を負ったことを証する医師の診断書

イ 住民票の写しその他申請者がその重傷病又は特定精神疾患の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有する者であったことを証する書類

ウ その他市長が必要と認める書類

2 申請書は、犯罪被害の発生を知った日の翌日から起算して一年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日の翌日から起算して七年を経過したときは、提出することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(支援金の支給決定)

第八条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査するものとする。この場合において、市長は、申請書に係る犯罪行為の事実について審査するときは、前条第一項後段の規定による同意に基づき、その審査に必要な限度で、警察その他の関係機関に対し、これについての確認を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に基づき支援金の支給の可否を決定し、支援金の支給を決定した場合は半田市犯罪被害者等支援金支給決定通知書（様式第三）により、支援金の不支給を決定した場合は半田市犯罪被害者等支援金不支給決定通知書（様式第四）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

（支援金の支払）

第九条 市長は、前条の規定により、支援金の支給を決定したときは、速やかに支援金を支払うものとする。

（支援金の支給制限）

第十条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、支援金を支給しないことができる。

- 一 犯罪被害者又はその遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があつた場合
- 二 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合その他当該犯罪被害につき犯罪被害者にその責めに帰すべき行為があつた場合
- 三 前二号のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情に照らして、支援金を支給することが適当でない場合

（支給決定の取消し及び支援金の返還）

第十一条 市長は、支援金の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支援金の支給を取り消し、又は既に支給した支援金を返還させることができる。

- 一 提出書類に虚偽の事項を記載した場合
- 二 暴力団員等であることが判明した場合
- 三 前条の規定による支援金の支給制限の要件に該当することが判明した場合

（委任）

第十二条 この規則に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為に係る犯罪被害に

ついて適用する。

様式第1号（第7条関係）

半田市犯罪被害者等支援金支給申請書兼請求書

年 月 日

半 田 市 長 様

申請者 住 所  
氏名(自署)  
(被害者との続柄 )  
生年月日 年 月 日  
電話番号

半田市犯罪被害者等支援金支給規則第7条の規定に基づき、下記のとおり申請及び請求します。

記

- 1 支援金の種類  遺族支援金 (300,000円)  重傷病支援金 (100,000円)  精神療養支援金 (25,000円)

2 犯罪被害の概要

被害者の氏名 <small>フリガナ</small>	
被害者の生年月日	年 月 日
被害者の住所	
被害が発生した日	年 月 日
被害を知った日	年 月 日
被害を受けた場所	
負傷又は疾病の状態	※遺族支援金の場合は記載不要
加害者の氏名※	※判明していない場合は記載不要
加害者の罪名※	※判明していない場合は記載不要
犯罪被害の概要	
事件捜査担当警察署	

- 3 犯罪被害者と加害者の親族関係  
 なし  あり ( )
- 4 犯罪被害者による犯罪行為を誘発する行為又は責めに帰すべき行為の有無  
 なし  あり ( )
- 5 過去に、本市の犯罪被害者等支援金等の支給を受けた場合は、その支援金の種類  
 遺族支援金  重傷病支援金  精神療養支援金

6 誓約事項

次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 犯罪被害者及び申請者とも、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団及び第6号に定める暴力団員に該当せず、また、当該暴力団・暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係にはありません。
- 支援金の支給後に、故意の犯罪による被害でないと判明した場合、若しくは支援金の支給後に半田市犯罪被害者等支援金支給規則第11条の規定に該当することが判明した場合は、既に支給を受けた支援金を速やかに返還します。
- 支援金の支給等に必要警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、半田市が収集し、提供を受けることについて同意します。

7 添付書類（申請に当たって添付する書類の口にチェックを付けてください。）

- 申請者が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- その他、市長が必要と認める書類

（以下、遺族支援金の申請を行う場合に添付）

- 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の者の死亡を証明できる戸籍の謄本又は抄本）
- 申請者が生計維持遺族であるときは、犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- 第1順位遺族が2人以上あるときは、半田市犯罪被害者等支援金受給代表者決定申出書

（以下、重傷病支援金・精神療養支援金の申請をする場合に添付）

- 重傷病又は特定精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書（診断書には、受傷日、療養期間、入院日数及び病名を明記すること。ただし、精神療養支援金に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であることが明記されていること。）

※ 地方公共団体が発行する各種証明は発行日から3か月以内のものとし、住民票については個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

8 請求金額  円

9 口座振込申出書（申請者の口座に限る。）

金融機関名	種別	口座番号	(フリガナ) 口座名義人
銀行・農協 信用金庫 信用組合 (支店・支所・出張所)	普通 当座		

様式第2号（第7条関係）

半田市犯罪被害者等支援金受給代表者決定申出書

年 月 日

半 田 市 長 様

代表者 住 所  
氏名(自署)  
(被害者との続柄 )  
電話番号

私は、遺族支援金の支給対象者である第1順位遺族を代表し、遺族支援金を受給する者に指定されたことを申出します。

なお、下記第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

記

私は、上記代表者が遺族支援金を受給することに同意します。			
上記代表者以外 の 第1順位遺族 (署名)	犯罪被害者 との続柄	住 所	連 絡 先

第1順位遺族である者のうち、上記欄に署名等ができない者の理由等（未成年者若しくは所在不明等）については、下記のとおり申出します。

記

第1順位遺族氏 名	犯罪被害者 との続柄	署名できない理由

半防安第 号  
年 月 日

様

半田市長

半田市犯罪被害者等支援金支給決定通知書

年 月 日付けで支給申請のあったことについては、次のとおり支給決定したので、半田市犯罪被害者等支援金支給規則第8条の規定により通知します。

記

1 支援金の種類

2 支給決定額

3 その他

- (1) 支援金の支給後に、「支援金の支給を受ける資格がないと判明したとき」、「偽りその他不正の手段により支援金の支給の決定を受けたと認めるとき」等に該当した場合は、支援金の返還を求めることがあります。
- (2) 市長が支援金の返還を求めたときは、市長が定める日までに支援金を返還しなければなりません。

半防安第 号  
年 月 日

様

半田市長

半田市犯罪被害者等支援金不支給決定通知書

年 月 日付けで支給申請のあったことについては、下記の理由により却下することが決定しましたので、半田市犯罪被害者等支援金支給規則第8条の規定により、通知します。

記

1 不支給となった理由

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。